

令和元年度

行政監査結果報告書

— 債権管理及び回収に関する事務執行について —

【報告書の要旨】

本市の有する債権は法令及び三木市債権管理条例等に従い、適正な債権管理及び回収を図っていく必要がある。そこで今回は、本市の有する債権のうち、平成30年度の決算に与えた影響が最も大きかった市税について、その所管部署である総務部債権管理課に対して監査を実施した。

その結果、今回監査した限りにおいては、債権の台帳管理、不納欠損処分に至るまでの間の督促・催告・滞納処分・執行停止などの手続、不納欠損処分について概ね適正に執行されているものと認められた。

また、高い債権回収実績など事務執行の効率性の観点からも高く評価できる点が多かった（P.8 図表）。これにより近年、市税の徴収率は年々上昇し、不納欠損額は年々減少している（P.4, 5 図表）。

しかし、本市の有する債権は、市税以外にも多分野に及んでいるため債権管理課の一部署だけでその債権管理及び回収を担えるものではない。市民の大切な財産を守るため、債権に対する全庁的な意識の高揚が図られることが強く求められている。このような中で債権管理課が、その蓄積したノウハウを活かしてこれまで以上に指導力を発揮されることを期待する。

[指摘事項1件、委員意見2件]

令和元年 11 月

三木市監査委員

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	泉 雄 太 様
三木市教育長	西 本 則 彦 様
三木市選挙管理委員会委員長	平 田 義 則 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	鷲 尾 信 彦 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	西 本 公 彦 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 穂 積 豊 彦

令和元年度行政監査（債権管理事務）の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、令和元年度行政監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第12項の規定により通知願います。

目 次

1. 監査のテーマ	3
2. テーマの選定理由	3
3. 監査の着眼点	3
4. 監査対象部署	3
5. 監査の実施期間	4
6. 監査の場所	4
7. 監査対象債権	4
8. 監査の実施方法	5
9. 調査の結果	5
10. 監査の結果	9
11. むすび	11
12. 【参考】市が管理する債権一覧	12
13. 【参考】用語の意味	15

1. 監査のテーマ

債権管理及び回収に関する事務執行について

2. テーマの選定理由

本市の有する債権は法令及び三木市債権管理条例等に従い、適正な債権管理及び回収を図っていく必要がある。そこで平成30年度の決算において不納欠損処分を行なった債権のうち、決算に与えた影響の最も大きかった市税について適正な事務執行がなされているかを監査した。

なお、平成30年度における市税の不納欠損額は8,300万4千円となり一般会計及び特別会計の不納欠損額全体の91.4%にあたる。

3. 監査の着眼点

(1) 債権の発生

債権は債権管理台帳等の記録により適正に管理できているか。

(2) 債権の滞納整理

債権は不納欠損処分に至るまでの間、督促、催告、滞納処分や執行停止などの手続きが適時、適正に行われたか。

(3) 債権の消滅

不納欠損処分は適時、適正に行われたか。

4. 監査対象部署

総務部 債権管理課

(1) 執行体制（平成30年度）

課長1名、係長2名、主任1名、主事3名、事務補助員2名の計9名

(2) 所管業務（三木市事務分掌規則）

①市税の徴収に関すること。

②金銭債権の滞納対策等に係る総合調整に関すること。

③金銭債権の賦課及び収納に係る情報の調査に関すること。

④金銭債権を所管する課に対する金銭債権の回収事務に係る指導に関

すること。

- ⑤ 金銭債権を所管する課から移管を受けた滞納者等に係る滞納処分に関すること。
- ⑥ 金銭債権に係る納付相談及び納付指導に関すること。

5. 監査の実施期間

令和元年 10 月 4 日～11 月 15 日

6. 監査の場所

三木市役所会議室及び債権管理課執務室

7. 監査対象債権

(1) 平成 30 年度 一般市税

① 徴収率の推移（単位：％）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
現年課税分	99.2	99.0	98.8	98.7	98.4
滞納繰越分	27.3	40.1	26.8	21.6	18.9
合 計	96.5	96.0	94.5	93.5	92.7

② 不納欠損額の推移（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
現年課税分	682	1,117	271	603	784
滞納繰越分	34,935	32,395	54,856	70,936	69,381
合 計	35,617	33,512	55,127	71,539	70,164

③ 債権の分類

- ア 債権の種類 強制徴収公債権（地方税法第 331 条、373 条、459 条）
- イ 時効 5 年 援用は不用（地方税法第 18 条）

(2)平成 30 年度 国民健康保険税

①徴収率の推移（単位：％）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
現年課税分	94.1	94.4	94.4	93.2	92.2
滞納繰越分	17.2	18.1	17.8	16.1	15.2
合 計	77.0	75.2	73.9	71.1	69.7

②不納欠損額の推移（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
現年課税分	41	6	132	6	21
滞納繰越分	47,346	50,917	65,747	74,017	78,117
合 計	47,387	50,923	65,879	74,023	78,138

③債権の分類

ア 債権の種類 強制徴収公債権（地方税法第 728 条）

イ 時効 5 年 援用は不用（地方税法第 18 条）

8. 監査の実施方法

(1) 書面監査

事前調査及び関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行なった。

(2) 事情聴取

取組の状況、課題、問題点について関係職員から事情を聴取した。

(3) 特別の配慮

地方税法第 22 条に規定する地方税職員の守秘義務について、特別の配慮を講じて監査を実施した。

9. 調査の結果

(1) 債権の発生

監査の着眼点(1)の「債権は債権管理台帳等の記録により適正に管理で

きているか」について調査した結果は以下のとおりである。

①債権管理台帳の整備状況

三木市債権管理条例第5条において、市長は市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備することが規定されており、三木市債権管理条例施行規則第3条第2項各号において記載すべき事項が規定されている。

そこで、債権ごとの適正な債権管理台帳が整備されているかを確認したところ電子システム上において下表のとおり整備されていた。

記載すべき事項	A	B	C	D	E	F	G	H	I
結 果	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【記載すべき事項】

- A 債権の名称
- B 債務者の住所及び氏名
- C 債権の金額
- D 債権の発生日
- E 履行期限
- F 担保（保証人の保証を含む）の設定がある場合はその事項
- G 履行状況、対応状況等
- H 債務者の所在及び財産調査の状況
- I 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

【結果の凡例】

- 整備されている
- △ 整備されているが、不備や不十分な部分がある
- × 整備されていない

②年度徴収計画の整備状況

徴収すべき債権については、三木市債権管理条例第6条により、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとされている。平成30年度徴収計画書を作成していた。

(2) 債権の滞納整理

監査の着眼点(2)の「債権は不納欠損処分に至るまでの間、督促、催告、滞納処分や執行停止などの手続きが適時、適正に行われたか」について調査した結果は以下のとおりである。

①滞納整理マニュアルの整備状況

整備されている。

②督促、催告の実施状況(平成30年度)

実施している(催告書発送については3月、5月、10月の年間3回一括発送し、個別案件については適宜実施。なお、督促については税務課において実施)。

③財産調査の実施状況(平成30年度)

実施している(各財産照会、市外転出者への一斉調査など)。

④差押、交付要求の実施状況(平成30年度)

下表のとおり実施している。

なお、差押え、交付要求の決定は、三木市職務権限規程第11条に規定する課長により決定されていた。

区 分	内 訳	件 数
差押えしたもの 935件	預貯金	773件
	不動産	34件
	給与・賞与	55件
	保険	62件
	その他	11件
交付要求したもの 22件	競売事件	11件
	破産事件	10件
	公売	1件
合 計		957件

⑤執行停止の実施状況(平成30年度)

下表のとおり実施している。

なお、執行停止の決定は、三木市職務権限規程第11条に規定する課長により決定されていた。

区 分	件 数	根 拠 法
財産なし	688件	地方税法第15条の7第1項第1号
生活保護等	51件	地方税法第15条の7第1項第2号
居所不明	66件	地方税法第15条の7第1項第3号
合 計	805件	

⑥他の自治体との比較

本市の取組状況について他市と比べた結果は下表のとおり。

区 分	三木市	北播 4市平均	類似団体 A	類似団体 B	類似団体 C
差 押 件 数	935	242	52	771	584
交付要求件数	22	20	-	-	-
合 計	957	262	52	771	584

注1) 平成30年度の北播4市平均（三木市除く）は、聞き取りにより算出。

注2) 類似団体は、ホームページで公表されている直近データによる。

(3) 債権の消滅

監査の着眼点(3)の「不納欠損処分は適時、適正に行われたか」について調査した結果は以下のとおりである。

①不納欠損処分の実施状況(平成30年度)

不納欠損は、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する会計上の取扱いとされている。本市においては、三木市財務規則第41条の各号に該当することとなった場合に不納欠損処分を行なうこととされている。

平成30年度の処分は下表のとおり実施されており不納欠損額合計は8,300万4千円となっている。実施時期は年1回、3月に処理している。

区 分	件 数	根拠規則(市)	根 拠 法
時効	669件	市財務規則 第41条1項1号	地方税法第18条
執行停止 3年継続	87件	市財務規則 第41条1項2号	地方税法15条の7第4項
即時欠損	80件	市財務規則 第41条1項2号	地方税法15条の7第5項

②不納欠損処分の決定及び通知手続き

不納欠損処分の決定については、三木市財務規則第41条及び三木市職務権限規程第11条に規定する歳入管理者である部長(市税については総務部長)により決定されていた。

また、三木市財務規則第45条第1項3号に規定する欠損処分を決定

した場合は会計管理者への通知も行なわれていた。

(4) その他

前述までの3つの監査の着眼点に加え、以下の調査を行なった。

債権管理課が行うべき市税徴収以外の所管業務として三木市事務分掌規則には「金銭債権を所管する課に対する金銭債権の回収事務に係る指導に関する事」や「金銭債権を所管する課から移管を受けた滞納者等に係る滞納処分に関する事」が規定されている。

その状況については次のとおりである。

①各種債権の徴収及び放棄等について相談・指導の状況(平成30年度)

- ア 債権放棄について 289件
- イ 不納欠損について 8件
- ウ 交付要求について 1件

②滞納処分に関する実務研修の開催状況(平成30年度)

1回開催(金融機関の窓口にて預貯金の差押え方法の実践研修)

③他課から移管を受けた金銭債権への差押処分の状況(平成30年度)

債権の種類	移管数	滞納額	差押	備考
介護保険料	25件	3,428千円	8件	預貯金
後期高齢者医療保険料	17件	1,109千円	4件	預貯金
国営東播用水土地改良事業負担金	11件	333千円	8件	預貯金
下水道事業受益者負担金	4件	638千円	0件	
合計	57件	5,508千円	20件	

10. 監査の結果

債権の台帳管理、不納欠損処分に至るまでの間の督促・催告・滞納処分・執行停止などの手続、不納欠損処分については、監査した限りにおいて概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、次のとおり一部改善を要する事例が見受けられたため改善措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

徴収計画に一部記載漏れ、報告漏れが見受けられた。債権管理条例施

行規則第4条には様式が定められている。また、三木市債権管理・回収取組指針には、その徴収計画を財政課に提出することとなっていることから、定められた様式により必要な事項を記載し、財政課へ提出されたい。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により通知願います。

(2) 委員意見

次に指摘事項には該当しないが、地方自治法第199条10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するために特に要望する必要があると認められた事項について次のとおり意見を述べる。

① 定期監査等でのフォローアップの実施

本市においては平成24年度から、市税の徴収や滞納整理に加え、市税以外の債権を所管する他部署に対する指導や、他部署から移管を受けた債権の滞納処分を行うことを目的とした債権管理課が創設されている。創設から約8年が経過した現在、市税債権の回収の取組実績について近隣市及び全国の類似団体と比較した結果、他市に比べ高い状況となっている（P.8 図表）。これにより徴収率は近年において年々上昇しており、不納欠損額は年々減少している（P4, 5 図表）。これは、担当職員の日々の研鑽・努力によりノウハウの蓄積及び実効性が高まっているためと高く評価できる。

一方、債権管理課が行うべき市税徴収以外の取組実績については、「P.9 (4)」に記載のとおりである。相談・指導・研修件数及び差押処分件数については、他市の状況等との比較可能なデータを今回入手できなかったため客観的評価が困難であるが、全体としては低調な印象は否めない。この原因については、債権管理課だけを監査対象とした今回の監査において特定することはできなかったが、単純に債権管理課だけの問題ではなく、市税以外の債権を管理しているそれぞれの所管部署の問題意識が低いとも考えられる。この残された課題部分については今後の定期監査等のテーマとしてフォローアップしていく必要があると考えている。

② 職員の安全対策の充実

近年では、市役所の職員等が暴力を振るわれる行政対象暴力が社会問題となっている。兵庫県内においても納税に端を発した市役所の放火事件が発生しており、債権管理業務に携わる職員にとっては神経質になら

ざるを得ない社会環境となっている。行政対象暴力を未然に防ぐ、または仮に発生した場合においても職員の身の安全を守ることができるよう防犯カメラやサスマタをはじめとする防犯設備・用具の設置、防犯マニュアルの整備、防犯訓練の実施などの安全対策を充実されたい。

11. むすび

本市の有する債権は、市税以外にも多分野に及んでいるため債権管理課の一部署だけで債権管理及び回収を担えるものではない。市民の大切な財産を守るため、債権に対する全庁的な意識の高揚が図られることが強く求められている。このような中で債権管理課が、その蓄積したノウハウを活かしてこれまで以上に指導力を発揮されることを期待する。

12. 【参考】市が管理する債権一覧

平成30年度三木市債権整理表 ①

【自力執行権のある公債権】（滞納処分できる自力執行権のある債権）

整理番号	債権名	債権の区分	時効	所管課
1	市税	公債権	5年	税務課 債権管理課
2	国民健康保険税	公債権	5年	税務課 医療保険課 債権管理課
3	介護保険料	公債権	2年	介護保険課
4	後期高齢者医療保険料	公債権	2年	医療保険課
5	保育所保護者負担金	公債権	5年	教育・保育課
6	児童扶養手当返還金	公債権	5年	子育て支援課
7	道路占用料	公債権	5年	用地管理課
8	河川占用料	公債権	5年	用地管理課
9	東播用水土地改良事業負担金	公債権	5年	農業振興課
10	農業集落排水事業新規加入金	公債権	5年	下水道課
11-①	生活保護費返還金	公債権	5年	福祉課
11-②	生活保護費返還金	公債権	5年	福祉課
12	下水道事業受益者負担金	公債権	5年	下水道課
13	下水道使用料	公債権	5年	下水道課
14	介護給付費返還金	公債権	2年	介護保険課
15	自立支援給付費返還金	公債権	5年	障害福祉課

平成30年度三木市債権整理表 ②

【自力執行権のない公債権】(強制徴収するには司法手続きが必要な債権)

整理番号	債権名	債権の区分	時効	所管課
1	浄化槽汚泥処理手数料	公債権	5年	環境課 クリーンセンター
2	幼稚園保育料	公債権	5年	教育・保育課
3	児童手当返還金	公債権	5年	子育て支援課
4	子ども手当返還金	公債権	5年	子育て支援課
5	生活保護費返還金	公債権	5年	福祉課
6	消防団員報酬返還金	公債権	5年	消防本部 総務課
7	福祉医療費返還金	公債権	5年	医療保険課
8	被保険者返納金	公債権	5年	医療保険課

平成30年度三木市債権整理表 ③

【私債権】（強制徴収するには司法手続きが必要な債権）

整理番号	債権名	債権の区分	時効	所管課
1	市営住宅使用料	私債権	5年	建築住宅課
2	市営住宅駐車場使用料	私債権	5年	建築住宅課
3	市営住宅修繕料実費負担金	私債権	5年	建築住宅課
4	住宅建設資金貸付金	私債権	10年	建築住宅課
5	住宅改修資金貸付金	私債権	10年	建築住宅課
6	同和生業資金貸付金	私債権	5年	人権推進課
7	水道使用料	私債権	2年	水道業務課
8	水道施設損害賠償金	私債権	1年	水道業務課
9	給水分担金	私債権	10年	水道業務課
10	水道工事負担金	私債権	10年	水道業務課
11	光熱水費実費負担金	私債権	5年	財政課
12	病院事業未収金	私債権	3年	財政課
13	奨学資金貸付金	私債権	10年	教育総務課
14	学校給食費負担金	私債権	2年	教育施設課
15	アフタースクール保護者負担金	私債権	2年	教育・保育課
16	養護児童就学奨励金	私債権	10年	子育て支援課

※上記の私債権は、時効の援用を要する。

13. 【参考】用語の意味

(1) 不納欠損処分

既に調定された歳入が徴収できなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。

(2) 市税

本報告書では一般市税及び国民健康保険税をいう。

(3) 一般市税

本報告書では個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税をいう。

(4) 歳入

国・地方公共団体の一会計年度における一切の収入をいう。

(5) 調定

その歳入の内容を具体的に調査し収入すべき金額を決定する行為をいう。

(6) 公債権

地方税、国民健康保険税など公法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

(7) 強制徴収

国又は地方公共団体が公法上の債権について、滞納処分等の手続きにより裁判の判決等に基づかず、自らの執行機関によって強制的に金銭を徴収すること。

(8) 交付要求

滞納者について既に滞納処分、強制執行等がなされている場合に、これらの執行手続に参加して債権の弁済を受けようとする手続き。

(9) 時効

一定の事実上の状態がある法定の期間継続した場合に、真実の法律関係に関わらず、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度をいう。

(10) 時効の援用

時効により権利を取得し、債務を免れることを主張すること。